

【イギリス】 2015 年刑事司法及び裁判所法

海外立法情報課 岡久 慶

* 2015 年刑事司法及び裁判所法は、裁判前後の犯罪者の扱い、若年犯罪者の扱い、司法審査等について多岐にわたる規定を定めた法律である。本稿は、この法律の刑事司法分野における主な規定について解説する。

1 はじめに

2015 年刑事司法及び裁判所法（Criminal Justice and Courts Act 2015 c.2、以下「2015 年法」という。）は、2014 年 2 月 5 日下院に提出され、2014 年度会期に繰り越して審議され、2015 年 2 月 12 日に成立した。2015 年法は 5 部 98 か条附則 16 から構成される大部なもので、第 1 部は量刑、仮釈放等の刑事司法規定、第 2 部は更生のための教育に重点を置いた収容施設（secure college）の設置等若年犯罪者関連規定を設け、第 3 部から第 4 部にかけては司法手続の改正を、第 5 部においては施行に関する規定を設ける。本稿においては第 1 部の規定の主だったものを解説する。

2 主要規定の概説

(1) 深刻な犯罪に関する規定

2003 年刑事司法法附則第 15 は深刻な犯罪（拘禁刑 10 年以上が適用される犯罪）を指定し、これらの犯罪で有罪宣告を受けた成人が別の深刻な犯罪を犯す可能性がある場合には、無期の拘禁刑を科すことを定めている。また、2012 年法律扶助、量刑及び犯罪者処罰法は 2003 年刑事司法法に附則第 15b を加え、その中で指定した深刻な犯罪の中でも特に暴力的又は性的な犯罪（以下「附則第 15b 犯罪」という。）については、再犯を無期の拘禁刑にすることを定めている。2015 年法は疑わしい状況下における爆薬の所有、謀殺の教唆及び幫助等を深刻な犯罪とし、テロを目的とした武器その他の訓練を受ける、又は与えることを附則第 15b 犯罪とする。

(2) 犯罪者に対する電子監視

これまで電子タグ等を用いた電子監視は、主に 2000 年刑事司法及び裁判所業務法に基づいて、保釈、自宅拘留及び社会内刑罰の夜間外出禁止等に運用されてきた。2015 年法はこの枠組みを改正し、これまでは案件ごとに裁判官が釈放条件として電子監視を課していたのを改め、国務大臣の命令によって一定の種類 of 犯罪者の釈放において電子監視を一括して課すことを可能とする。そして電子監視が課された場合、国務大臣が命令によって監視責任者を指定することを可能とし、より監視体制を強化する。

(3) ケア・ワーカーによる虐待、故意のネグレクトの犯罪化

ケア・ワーカー（以下「CW」という。）は教育機関等に所属する者を除く医療ケア従事者、成人向けの社会ケア従事者をいい、該当する者が担当するケアの対象者に対して虐待を行い、又は故意のネグレクトを行った場合は、最高で 5 年以下の拘禁刑と罰金を併科す

る。また虐待又はネグレクトが CW 個人だけでなく、CW が所属するケア提供事業者の運営体質に起因する場合は、当該事業者も責任を問われ、改善を要求する救済命令、事件の公表を要求する公表命令及び罰金等を科されうる。この規定は 2007 年法人故殺法に倣ったものである。なお、ロザラムで発生した大規模児童性的虐待事件（本号 p.26 参照）を踏まえ、政府は同様の規定を社会事業相談員、教育関係者及び地方議員にも適用する計画を打ち出している。

(4) 警察官による簡易警告使用の制限

簡易警告（simple caution）は、警察官が訴追に代わって行う法廷外処置の 1 つであり、制定法に根拠を持たないが犯罪歴として残る効果を有する。近年、警察官が重い犯罪に対しても簡易警告を多用しすぎることが問題視されており、実際に 2012 年 6 月から 1 年間で出された簡易警告 18 万 7000 件の内、9 万 8000 件が正式起訴を要する犯罪であったとされる。2015 年法はこれを改め、次に該当する犯罪に対して簡易警告を使用するためには、国務大臣が指定する階級以上の警察官の判断が必要であるとする。①正式起訴のみが適用される犯罪（公訴局長官の同意も必要）、②正式起訴と略式起訴いずれかの方式が適用される犯罪で国務大臣が命令で指定したもの、③略式起訴のみ、又はいずれかの方式が適用される②で指定された以外の犯罪で、過去 2 年で犯罪者が同様の犯罪を犯しているもの。

(5) リベンジポルノの犯罪化

この規定は 2015 年法の初出法案には含まれておらず、上院の委員会報告において政府が改正案を追加したものである。人に苦痛を与えることを目的として、被写体の同意なくプライベートかつ性的な写真又は撮影物を公開することを犯罪とし、最高で 2 年以下の拘禁刑と罰金を併科する。なお、当該規定に関しては、①公開が犯罪の阻止、探知又は捜査のため必要と公開者が合理的に信じていること、②公開がジャーナリズム刊行物による公表の一環であり、これが公益に叶うと公開者が合理的に信じていること、③既に当該の写真又は撮影物が金銭目的で同意なく公開されており、当該の公表に関して被写体の人物の同意があると公開者が合理的に信じていること等、様々な抗弁が適用される。

(6) レイプを扱ったポルノ所有の犯罪化

イギリスは既に成人を扱ったポルノに関しても、「過激」とみなされるものについては 2008 年刑事司法及び移民法に基づいて所有禁止規定を設けている（注 1）。過激なポルノとみなされるのは、①生命に危険のある性的行為、②性器等への深刻な負傷を伴う性的行為、③屍姦及び④獣姦を扱った、露骨かつリアルな画像（静止画及び動画）であり、①又は②の所有には最高で 3 年、③又は④の所有には最高で 2 年の拘禁刑と罰金を併科することを可能としている。2015 年法はこの規定を拡大し、イングランド及びウェールズにおいて、同意を伴わないレイプ等の行為を扱ったポルノの所有を犯罪とし、最高で 3 年の拘禁刑と罰金を併科する。

注（インターネット情報は 2015 年 3 月 16 日現在である。）

(1) 岡久慶「英国における過激なポルノの規制禁止」『外国の立法』238 号, 2008.12, pp.3-20. <<http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/legis/238/023801.pdf>>